

霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第2回幹事会)

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。定刻になりましたので、ただいまより霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、事務局、関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元にお配りしております資料の確認からさせていただきます。議事次第、構成員名簿、資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、2-3、資料3、資料4でございます。配布漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

また、記者発表の際に会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭部分のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それでは、本日の出席者についてご紹介いたします。こちら側から、茨城県、榊企画部長様。

○茨城県企画部長

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

後藤土木部長様。

○茨城県土木部長

後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

生活環境部長の代理で今橋次長様。

○茨城県生活環境部長代理

今橋でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

埼玉県企画財政部長代理で大図副課長様。

○埼玉県企画財政部長代理

大図でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

企業局長の代理で大島水道担当部長様。

○埼玉県企業局長代理

大島です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、千葉県様に入りまして、総合企画部長代理で渡辺次長様。

○千葉県総合企画部長代理

渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

県土整備部長代理で金谷次長様。

○千葉県県土整備部長代理

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

東京都都市整備局長の代理で鈴木調整担当課長様。

○東京都都市整備局長代理

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

水道局長の代理で芦田施設計画課長様。

○東京都水道局長代理

芦田です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございますが、山田河川部長です。

○河川部長

山田です。よろしく申し上げます。

○河川調査官

福渡広域水管理官。

○広域水管理官

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

山本水災害予報企画官。

○水災害予報企画官

山本でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

長野地域河川調整官。

○地域河川調整官

よろしく申し上げます。

○河川調査官

高橋河川環境課長でございます。

○河川環境課長

高橋でございます。よろしく申し上げます。

○河川調査官

最後に、私、河川調査官の柿崎でございます。

本幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。また、あわせて職員による記録撮影も行っておりますので、ご了承ください。

取材及び別室での一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って、適切に取材、傍聴をされ、会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、議事の進行に支障があるという声があった場合には、申しわけございませんが退席いただくこともございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、関東整備局河川部長の山田よりごあいさつを申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆さん、大変お疲れさまでございます。本日は、お忙しい中、また、大変暑い中霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。

ご存じのように、霞ヶ浦導水事業につきましては、昨年9月28日に国土交通大臣から検証を進めるようにという指示がございまして、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づきまして、現在進めているところでございます。再評価実施要領細目に基づきまして、この検討の場を12月20日に設立いたしまして、同24日に第1回の幹事会を開催したところでございます。

本日は、後ほど詳しくご説明いたしますけれども、前回の幹事会でご提案させていただきました霞ヶ浦導水事業の目的の一つである浄化事業につきまして、その検討の考え方と総事業費、工期についての点検、利水参画者の継続意思の確認及びその開発量についてご説明させていただく予定でございます。構成員の皆様方におかれましては、どうぞ活発なご意見を賜りますようお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○河川調査官

先ほど申しましたように、申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○河川調査官

それでは、議事に入りたいと思います。議事次第に従いまして、まず資料の説明をさせていただきますと思います。

○河川環境課長

河川環境課長の高橋でございます。次第に沿いまして、資料の説明をさせていただきます。

まず、次第の「3. 1 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討における『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』について」ということで、資料1-1から説明させていただきます。資料1-1につきましては、第1回幹事会で配付させていただいた資料でございます。中身につきましては、本省の有識者会議の資料を抜粋しまして、それに加筆をさせていただいたものでございます。

ポイントとしましては、上のほうから[ア]、[イ]、[ウ]、[エ]、[オ]、[カ]、[キ]、[ク]とカタカナが振ってありますけれども、[カ]の「目的別の検討」の中身につきましては、霞ヶ浦導水事業の水質浄化についての具体的な検討方法の記載がされていない。どういう記載がされているかといいますと、太い線で囲っている「[ス]その他の目的に応じた検討」

というところに、本細目に示す趣旨を踏まえて検討しなさいということが記載されている。

これにのっとりまして、裏のページでございます。これも第1回幹事会で配付させていただいた資料でございますが、先ほど部長からありましたように、導水事業の水質浄化の考え方を取りまとめた、関係地方公共団体からなる検討の場への説明、学識経験を有する者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見聴取を踏まえまして、全体の取りまとめをしていきたいと考えているところでございます。

続いて、資料1-2でございます。今回、検討主体でございます我々としまして、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討における『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』」を取りまとめさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、1ページ目の「目的別の検討（水質浄化）の進め方」でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、細目の趣旨を踏まえるということでございますので、「目的別の検討（水質浄化）」に際しましては、まずは複数の水質浄化対策案を立案していく。続いて、概略評価による水質浄化対策案を抽出する。これにつきましては、水質浄化対策案が多い場合には2から5案程度に絞っていく。それを踏まえまして、水質浄化対策案を評価軸ごとに評価していく。評価したものを「目的別の総合評価（水質浄化）」として取りまとめていく。霞ヶ浦導水事業は水質浄化以外の目的もございますので、水質浄化以外の目的別の検討を含めて、霞ヶ浦導水事業の総合的な評価として実施していくと考えているところでございます。それを1ページ目に記載させていただいております。

続きまして、2ページ目でございます。どう浄化対策案の立案をしていくのかという考え方でございます。浄化対策案を立案する上で、まずは目標水質をどう考えるのかということでございます。四角囲いでいろいろ説明しておりますけれども、1段落目につきましては、霞ヶ浦の水質の状況、取り組み等を記載しているところでございます。昭和40年代半ば以降、水質が急激に悪化した。茨城県、千葉県、栃木県において、湖沼水質保全特別措置法という法律に基づきまして湖沼水質保全計画を策定し、長期ビジョンとして「泳げる霞ヶ浦」ということで、昭和40年代前半の状況、CODでいきますと5mg/リットル前半を目指して、流域にかかわるすべての住民が負荷量削減に取り組むということを実施しているところでございます。霞ヶ浦導水事業は、この長期ビジョンの目標水質を達成する1つの施策となっていたということでございます。

今回行う導水事業の検証に係る検討におきましては、霞ヶ浦の複数の水質浄化対策案を立案する上での目標水質につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の効果を確保することを基本として立案するものとする。なお、霞ヶ浦の複数の水質浄化対策案を立案する上での目標水質につきましては、先ほど上のほうで説明させていただきました次期水質保全計画と整合を図るものとするということで考えております。

続きまして、3ページ目でございます。桜川（千波湖）における水質浄化の取り組みと複数の水質浄化対策案を立案する上での目標水質につきましては、1段落目は状況、2段落目は取り組みを記載させていただいております。目標水質につきましては、3段落目に記載させていただいておりますけれども、同じく河川整備計画において想定している目標と同程度の効果を確保することを基本として立案するものとするというこ

とにさせていただきます。なお、桜川の複数の水質浄化対策案を立案する上での目標水質につきましては、現在取り組みとして第2期水環境改善緊急行動計画、桜川清流ルネッサンスを国、地方公共団体及び流域住民によって策定してございまして、そこの整合を図るということにさせていただきますところでございます。

それでは、具体的に複数の水質浄化対策案の立案に向けてどうしていくんだということで、4ページ目でございます。まずは、「(3)水質浄化対策案の立案方法」でございますが、四角で囲ってあります。1つは本事業を含む案とし、その他に本事業を含まない方法による水質浄化対策案を作成するというようにしております。本事業で対象としている河川・湖沼の水質浄化は、本事業を含めていろいろな方策の組み合わせで構築されるものであって、本事業を含まない方法による水質浄化対策案を立案する場合は、上述した水質浄化効果と同程度の効果を達成するために、本事業に代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とするということにさせていただきます。それから、ポツ3、ポツ4は、いろいろな浄化対策案がございますが、河川、湖沼において適用される対策に加えて、流域での対策を含めて幅広い水質浄化対策案を検討するというようにさせていただきますところでございます。

私どもで国、地方公共団体、公的機関、研究機関、学識経験者によるいろいろな検討資料、論文、文献等を全部調べまして、調べたものを対策場所、対策メカニズム別に分類したのが5ページ、6ページのツリー型になっているものでございます。対策場所につきましては、河川対策と6ページ目でございます湖沼対策、流域対策で、メカニズム的には直接浄化から底泥対策、酸素供給等いろいろあるんですが、それをさらに分類分けして、一番右の上からいきますと沈殿、ろ過、接触酸化法、土壌処理法、植生浄化法等、流域対策につきましては生活排水対策から一番下の山林対策まで、37の浄化メカニズム、浄化対策があるということを表にしたところでございます。

37の水質浄化対策案につきましては、名前だけでは非常にわかりにくいということもございますので、8ページ以降、浄化メカニズムごとにメカニズムと浄化対策の概要をまとめたものをつけさせていただきます。例えば8ページ目の河川の沈殿であれば、河川水を貯留施設等に一時滞留させることによって、水中の懸濁態有機物並びに栄養塩を沈殿、除去する。それから、事例としては、ラバー堰という方法があることを記載させていただきます。こういった1つ1つの浄化メカニズムごとに、パワーポイントにまとめました。これを、今後我々が具体的な水質浄化対策案として検討していきたいと考えているところでございます。

8ページ以降が河川ですが、9ページ目がろ過、10ページ目が接触酸化法、11ページ目が土壌処理法、12ページ目が植生浄化法、13ページ目が河道内底泥浚渫、14ページ目が酸素供給、15ページ目が電気化学的処理法。16ページ目からが湖沼になりますが、16ページ目が希釈、17ページ目が沈殿、18ページ目がろ過、19ページ目が接触酸化法、20ページ目が土壌処理法、21ページ目が植生浄化法、22ページ目が植生利用、23ページ目が流動制御、24ページ目が酸素供給、25ページ目が湖内底泥浚渫、26ページ目が湖内底泥被覆、27ページ目が藻類回収、28ページ目が生態系制御、29ページ目が薬品等の散布、30ページ目が電気化学的処理法、31ページ目が日照遮断。

流域対策としましては、32ページ目が生活排水対策、33ページ目が生活排水対策（高度処理）、34ページ目が生活排水対策（下水処理水の放流先変更）、35ページ目が生活排水対策（下水処理水の自然浄化）、36ページ目が生活排水対策（有リン剤の使用禁止）、37ページ目が畜産排水対策、38ページ目が工場・事業場排水対策、39ページ目が漁業対策（漁獲量の調整）、40ページ目が漁業対策（エサの量の適正化）、41ページ目が農業対策（濁水対策、浄化策）、42ページ目が農業対策（施肥調整）、43ページ目が市街地対策、44ページ目が山林対策ということで、先ほど申し上げましたように、この37の対策が今後具体的に検討すべき水質浄化対策案として現在考えている案でございます。

以上、次第の「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討における『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』について」でございました。

引き続き説明させていただきます。次第の「3.2 『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』に関する学識経験を有する者からの意見聴取について」でございます。先ほど私のほうで「目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）」、37の水質浄化対策案について説明させていただきましたけれども、霞ヶ浦の湖沼水質に非常に詳しい学識者に、ポイントの1つ目としましては、「目的別の検討（水質浄化）の考え方」の37の対策ごとの代表的な対策案をお示ししましたけれども、その事例、手法のほかに有効な対策があるかということを確認したいと考えております。また、対策の内容や効果なども把握できればと考えているところでございます。2つ目は、37の対策案以外の対策、水質浄化メカニズムがあるかということを確認できればと考えているところでございます。

これらのことを検討主体として学識者にお聞きしたいということなんですけれども、我々が情報収集したところ、霞ヶ浦は非常に広い面積で浅い湖深という特性を持っているものですから、そこを研究されているところに、茨城県の環境審議会に霞ヶ浦専門部会がございます。そこでは、霞ヶ浦の湖沼水質保全計画を審議されています。そのほかに、茨城県の霞ヶ浦環境科学センターにおいて、霞ヶ浦の水質について非常に深く研究してございますので、霞ヶ浦の湖沼水質に非常に詳しい茨城県環境審議会霞ヶ浦専門部会の水質に関する学識者の方々及び茨城県霞ヶ浦環境科学センターの学識者の方に、水質浄化対策案についての意見を聞きたいと考えているところでございます。

以上、次第の「3.2 『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』に関する学識経験を有する者からの意見聴取について」でございました。

続きまして、次第の「3.3 『目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）』の複数の水質浄化対策案に関するパブリックコメントについて」でございます。資料につきましては、資料1-3でございます。先ほど説明させていただきました「目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）」に関する対策案の提案募集ということで、パブリックコメントをかけたいと考えております。

資料1-3「パブリックコメントについて」のページをめくっていただきますと、趣旨等書かせていただいております。このパブリックコメントは、今後の検討の参考とするため、以下の提案募集要領のとおり広く対策案の提案を募集するものです。

募集提案対象としましては、先ほどの学識者に意見聴取をするという考え方は同じでございますけれども、後ろにつけております別添資料、「複数の水質浄化対策案」に関する次

の1)、2)について、具体的提案を募集するものでございます。1つは先ほど申し上げました複数の水質浄化対策案に関する具体的な提案、2つ目はそれ以外の提案について、パブリックコメントを聞いて意見募集をしていきたいと考えております。これにつきましては、今後速やかに手続を実施して、パブリックコメントを実施していきたいと考えているところでございます。

募集期間につきましては、30日間を考えているところでございます。そのほか、提案の提出方法、別添資料・別添提案提出様式、注意事項、提出先等、記述のとおりということにさせていただいているところでございます。

以上、パブリックコメントについてでございました。

続きまして、次第の「4. 総事業費・工期の点検」でございます。資料につきましては、資料2-1「霞ヶ浦導水事業の検証にかかる工期及び総事業費の点検の考え方(案)」でございますが、本日説明いたしますのは、総事業費・工期の点検については、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づいて点検を行ったものでございます。

「点検の趣旨」でございますが、四角で困っておりますけれども、この検討は、今回の検証のプロセスに位置づけられている「検証対象ダム事業等の点検」の一環として行っているものであり、現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関係なく、現在の事業計画を点検するものです。また、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の新規利水、流水の正常な機能の維持、水質浄化の代替案のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしております。また、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしております。

それでは、まず「工期の点検」でございます。直近の見直しを行って記者発表をした平成19年度以降、現時点までに得られている最新の事業進捗状況等を踏まえて、検証完了時期から事業完了までに要する取水施設工事、導水施設工事等の必要な工程を以下の観点から算定したものでございます。1つ目は、取水施設工事、導水施設工事等につきましては、可能な限り速やかに入札契約手続に着手し、必要な工程を確保することを想定しております。また、補償等の工程は、工事完了までに必要な補償等を完了させることを前提にしております。

「2. 総事業費の点検」でございます。1つは、「現計画の内容の点検」でございます。平成19年度以降現時点までに得られている取水施設工事、導水施設工事の実施設設計等の新たな情報も踏まえ、残事業費について以下の観点から算定したところでございます。実施済額については、契約実績等を反映しております。設計数量の精度が向上した項目は、それを反映しております。物価変動も反映しております。2つ目の点検内容は、「事業検証に伴う要素の点検」でございます。これにつきましては、工期遅延に伴う要素ということで点検しているところでございます。「その他」は、総事業費については気象、地盤条件等の自然条件及び試験通水結果等により変動する可能性があるということを書かせていただいております。

続いて、資料2-2「霞ヶ浦導水事業 工期の点検結果(案)」でございます。こちらに

つきましては、入札手続の標準的な手続期間を考慮して、導水施設等の残工事等の工期を算定した結果、導水施設等の公告から試験通水完了まで84カ月程度必要と考えられます。注意書きが1から5までありますけれども、ポイントとなる点について説明させていただきますと、注1の2行目の後ろのほうでございますが、先ほども申しあげましたように、予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の新規利水、流水の正常な機能の維持、水質浄化（代替案）のいずれの検討に当たっても、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まないこととしております。なお、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工に当たってはさらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。

それから、注2でございますが、事業完了までの工程において、段階的な効果発現を図ることを考慮し各施設の整備を想定しております。注3は、予算の制約、入札手続、各種法手続等によっては、見込みのとおりにならない場合も考えられます。注4は、取水施設の工程は、導水施設等へ影響しない最大限の工程を表したものであり、実際の工程は短縮される可能性があります。注5は、補償等の工程は、事業完了までに必要な補償等を完了させることを前提としており、実際の工程は短縮される可能性があります。

続きまして、資料2-3「霞ヶ浦導水事業 総事業費の点検結果（案）」を説明させていただきます。こちらの資料は、紙面の左側と右側に分かれます。四角で囲ってある左側につきましては、霞ヶ浦導水事業の現行計画の個別工事ごとに現時点から継続した場合の工事費の点検結果、右側につきましては、事業検証に伴う要素についての点検結果を示しておるところでございます。表の構成でございますが、左側は工事費、測量設計費から工事諸費まで、細目及び工種別には現行事業費と点検事業費の増減額、増減理由を示しているところでございます。

点検の中身に入ります。左側の囲いの中の説明ですが、現計画事業費につきましては、平成19年単価を用いた直近の見直し結果である事業費をベースに点検を行いました。点検後の事業費に関しましては、平成22年度までの物価の変動を反映した数字となっているところでございます。

増減理由の主なところを説明させていただきますと、1つ目は自然条件等に対する設計・施工計画変更による金額変更でございます。これは、平成19年度以降現時点までに得られている地質調査、工法変更に伴うものを含めて、設計数量の精査の向上などを行ったものでございます。それから、2つ目はコスト縮減の取り組み等によって金額変更が生じたものでございます。それから、3つ目の物価の変化による金額変更は、19年度以降22年度時点まで物価の変動がどうなったかということをお示ししたものでございます。4つ目につきましては、支出科目の見直しによる金額変更ということで、21年度以降の測量設計費等の支出科目の中に工事諸費に該当する内容が含まれていたため、支出科目を見直したものでございます。さらに、工事諸費につきましては、支出実態を考慮して求められた金額に見直したということでございます。

全体といたしましては、工事費の中の取水施設費としては、第1機場費でプラス2.4億円、第2機場費でプラス0.3億円ということで2.6億円の増、導水施設費につきましては、第1導水路費でマイナス22.1億円、管理設備費としましてはマイナス5.2億円、

測量設計費につきましてはマイナス5.5億円、用地費及び補償費につきましては0、船舶及び機械器具費につきましてはマイナス0.3億円、営善・宿舍費につきましては0ということで、トータルで現計画事業費1,900億円に対しまして点検後事業費1,898.2億円ということで、1.8億円の減とさせていただいているところでございます。

注が1から5までありますが、注1につきましては、重複するので割愛させていただきます。注2につきましては、気象、地盤条件等の自然条件及び試験通水結果等により変動する可能性があります。先ほど説明したものと一緒でございます。注3でございますが、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があるということを記載させていただいております。注4でございますが、不測の事態に備えてということで、第1導水路費に平成19年度の事業費精査により生じた3.4億円を計上させていただいているところでございます。注5で、今回の点検の結果生じた金額につきましては、検証の結果を踏まえて事業継続になった場合、今後の不測の事態に備えて保留する予定でございます。

続きまして、右側の事業検証に伴う要素でございます。こちらにつきましては、工期遅延1年当たりということで書かせていただいているところでございます。維持的経費としまして、1年間でトータル6.5億円要するという点を点検させていただいたところでございます。

以上、資料2-3「霞ヶ浦導水事業 総事業費の点検結果(案)」でございました。

続いて、次第の5が「利水参画者継続意思の確認及び開発量について」となっておりますが、「確認方法」とつけ加えていただきたいと思います。

まずは、利水参画者継続意思の確認状況でございます。資料3になります。こちらにつきましては、平成23年2月1日以降、霞ヶ浦導水事業の利水参画者の水需給計画の点検、確認、参画継続の意思確認をさせていただいた結果の報告でございます。この資料に関しましては、利水参画者ごとに整理し、現計画の開発量に対して参画継続の意思、必要な開発量を記載してございますが、結果としましては、上から4段目の千葉市さんにつきましては、参画継続の意思がないことを確認させていただいたところでございます。また、東総広域水道企業団さんにつきましては、平成19年6月21日付で参画中止についての要望をいただいているということで、要望をそのまま記載させていただきました。その他の利水参画者につきましては、参画継続の意思があり、開発量の変更がないという報告をいただいているところでございます。

利水参画継続の意思確認等につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4でございます。こちらにつきましては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目で必要量の算出が妥当に行われているかを確認することになっておりますが、この確認を進めるに当たって基本的な事項を整理させていただいたものでございまして、基本的な事項を主体として今後確認を進めていきたいと考えておるところでございます。

まず、「基本的な考え方」でございますけれども、「必要とする開発量の根拠に関連する計画の確認」としまして、○のところにあります。人口、給水区域、水需給の基本的な考え方について、①都県の長期計画、②水道事業計画認可など、長期的な計画を踏まえたものになっているか確認させていただきます。

次に、「開発量の算出方法の確認」でございますけれども、水道用水につきましては、水道施設の技術的な基準を定める省令を受けて、実際の施設整備の具体的指針として策定された水道施設設計指針や、水道事業の実態を整理した水道統計を参考として、下に書かせてもらっている①計画給水人口、②原単位、③有効率、後ろに行きまして、④負荷率、⑤利用量率、⑥確保水源の状況について、基本的な事項を主体に確認してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、工業用水につきましては、工業用水の実態を整理している工業統計を参考として、以下の①用途別の使用水量の原単位、②回収率、③損失率、④確保水源の状況について、基本的な事項を確認させていただきたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○河川調査官

本日私どもが用意した資料は以上でございます。

◆討議

○河川調査官

これから討議に入りたいと思います。ご質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、所属とお名前を登せられた後にいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。茨城県さん、お願いします。

○茨城県企画部長

茨城県企画部長の榊でございます。霞ヶ浦導水事業は、ただいまのご説明にもありましたけれども、1,900億の事業費に対して事業費ベースで平成21年度末までに約77%進捗している事業であります。現場を眺めてみましても、利根導水路が完成しておりますほか、那珂導水路は計画されている3つの機場のうち2つの機場は完成し、立坑についても10カ所のうち9カ所ができてございます。那珂川の樋管が完成すれば、水戸市の桜川(千波湖)の浄化に運用できるところまで施設ができています。ここまで進めていただいております事業を、国の検証が原因で事業効果の発現がおくらされているのは大変遺憾に思っております。

八ッ場ダムにつきましては、今年の秋までには検証を終わらせるということをはっきりとおっしゃって検証を進めていただいておりますが、霞ヶ浦導水事業につきましても、今後の検証のスケジュールを明確にお示しいただいた上で、早期に検証を終えて、事業を進めていただければと考えております。

関連いたしまして、先ほどのご説明の中で水質の検討の資料がございましたけれども、具体的には資料1-2の2ページでございますが、最後のなお書きのところ、「霞ヶ浦の複数の水質浄化対策案を立案するうえでの目標水質については、次期水質保全計画と整合を図る」といった記載がございますけれども、次期水質保全計画はまだできていないものであります。これと整合を図ることをもって、検証の作業がおくれるようなことが

あつてはならないと考えておりますので、今後の検証のスケジュールをご検討いただくに当たっては、八ッ場ダムにおくれることのないように検証の結果を出すよう進めていただきたいと考えております。

地元において早期完成を要望しておりますけれども、検証に時間を費やして、それによってかかる事業費の増額分につきましては、国の責任においてぜひご負担をいただきたい。関係都県や利水者に負担を求めるべきではないと考えておりますが、これもぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○茨城県生活環境部長代理

同じく茨城県の生活環境部次長の今橋でございます。私から、水質浄化の観点で幾つか申し上げたいと思っております。

今回、対策案の検討といたしまして37案が提示されてございますが、この中で、県が流域対策、河川対策にそれぞれ取り組んでいるところでございますが、国におかれましては、湖内対策を基本にご検討いただきたいと考えておるところでございます。県の流域対策により、霞ヶ浦に流入する河川の水質は改善という方向にございます。一方、湖内の水質は改善していないという状況で、ワーストワンといった状況もありましたけれども、そういった中で、霞ヶ浦は国の管理でございますし、導水事業は湖内水質浄化があるということでございますので、早期の検証をしていただいて、早期の導水事業の実施をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○河川調査官

よろしいですか。ほかにございますか。埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県企画財政部長代理

埼玉県企画財政部の大図でございます。意見を何点か言わせていただきたいと思っております。

今回は、第2回幹事会ということでお世話になっているわけですが、第1回幹事会から半年という時間が流れておりまして、進捗が非常に遅いと考えております。霞ヶ浦導水事業につきましては、八ッ場ダムと同様に埼玉県にとって必要な水資源開発施設でございます。水道用水の安定供給のために、早期完成が必要だと考えております。そのため、八ッ場ダムと同様に平成24年度の予算要求時までに結論が出るよう、早期に検証を終わらせ、事業工期内に施設が完成するように強く要望いたします。

○河川調査官

お願いします。

○埼玉県企業局長代理

埼玉県企業局ですけれども、いつもお世話になります。

ただいま工期及び総事業費の説明を受けさせていただきましたけれども、この検証につきましては、早い時期、できれば秋ぐらいまでに終了して、私どもといたしましては、フルプランに示されておりますとおり、平成27年度をもって完成するように要望させていただきたいと思っております。

併せて、茨城県さんからも発言がありましたが、万一遅延ないしそれによる増額分が生じた時には、国の責任において負担するよう要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○河川調査官

千葉県さん、お願いします。

○千葉県総合企画部長代理

千葉県でございます。繰り返しのなってしまいますが、千葉県といたしましても、第1回の幹事会におきまして検証のスケジュールを示して、結論を早期に出してもらいたいというお話を申し上げたわけでございますが、今回の時点でも同様に、結論を早期に出していただき、工事短縮にも最大限の努力を図られ、計画どおりに完成させるようお願いしたい。繰り返しのお願いで恐縮なんですけど、早期の対応をお願いしたいということが1点。

それから、工事遅延に伴う事業費の増額分は国の責任において負担をお願いしたい。これも要望でございます。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

じゃあ、東京都さんお願いします。

○東京都都市整備局長代理

東京都都市整備局の鈴木でございます。資料2に関連して、2点ご意見をさせていただきたいと思っております。

今回、検証の過程ということで提示された工期並びに事業費でございますが、あくまでも霞ヶ浦導水事業の検証を進めるための仮定の工期、事業費ということでよろしいかどうかご確認させていただきたいと思っております。こちらが1点でございます。

2点目でございますが、資料2-3の表にございます工期遅延に伴う要素について、これに伴う負担増については、我々としては受け入れられないということは重ねて申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上2点でございます。

○河川調査官

どうぞ、お願いします。

○東京都水道局長代理

東京都水道局でございます。意見を2点ほど述べさせていただきたいと思っております。

まずは、利根川、荒川水系の利水計画についてなのですが、非常に水需給が逼迫した高度成長期という背景から、ほかの全国の水系よりも低い5分の1という利水安全度という設定にせざるを得なかったのかなと理解しております。このような中で、東京都といたしましては、既存水源の有効活用とか節水対策、水の有効利用という形で渇水に対する安全度の向上に努めてまいりました。しかし、利根川、荒川水系は人口や資産が非常に集中している場所でございますので、少なくとも全国並み、ほかの水系並みの利水安全度が必要ではないかと考えております。特に近年の少雨化傾向、気候変動で、将来にわたっては利水安全度がもっと低下するという懸念が非常に大きくなっております。この意味でも、長期的な観点から利水安全度の向上をお願いしたい。

霞ヶ浦導水なのですが、まだ施設が完成しておらず、東京都水道局としましては暫定水利権をいただいているということで、もし利根川に渇水が起きますと真っ先に取水制限を受けるという、水利権としては非常に脆弱な状態が続いております。このため、霞ヶ浦導水を一日も早く完成させていただいて、特に進捗度が8割近く進んでいますので、渇水に対する安全度の向上をよろしくをお願いしたいということでございます。

全般的には、今ほかの都県さんからもありましたけれども、ぜひとも八ッ場ダムと同様に一日も早く検証を終わらせて、工事の開始に最大限努力していただきたいと思っております。

以上でございます。

○河川調査官

一通りご質問、ご意見をいただきましたので、我々のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

○地域河川調整官

地域河川調整官の長野でございます。各県の皆様からご質問、ご要望をいただいておりますので、私からまとめてお答えさせていただければと思います。

まず、1点目としまして、先ほどから八ッ場と同じようなスケジュールでやってくれということで、検証に係る検討スケジュールについてお答えいたします。まず、霞ヶ浦導水事業の検証の結果を得る時期については、現段階では目標時期についてお示しすることが非常に困難な状況でございます。ただ、そうはいいまして、皆様方からのご指摘の趣旨も踏まえまして、できる限り早く検証の結論が得られるように努力してまいりたいということで、現時点ではそういうお答えしかできないことをご了承いただければと思います。

それから、2点目なのですが、東京都さんからの工期、事業費についてのご質問ですが、先ほど河川環境課長がご説明したとおり、点検の趣旨にもありますように、この検討は今回の検証のプロセスに位置づけられている検証対象ダム事業等の点検の一環として行っているものでありまして、我々が現在保有している技術情報等の範囲の中で現在の事業計画を点検するものであります。今後の事業の方向性に関する判断とは一切かわり

なく進めてまいっておるものですので、あくまでも事業費及び工期を点検した結果を皆様にご報告するというものでございます。

それから、3点目になりますけれども、事業検証に伴う要素ということで、皆様方からたくさんのご意見をいただいております。こちらからの回答といたしましては、非常に言いづらいんですが、先ほどもご説明しましたように、一切の予断を持たず検証を進めているという段階でございます。今後得られる結果を前提とした具体的な対応については、今のところ言及することは適切でないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。ただ、皆様方からいただいたご意見、ご要望につきましては、国土交通本省にはお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、早期に工事着手を進めていただきたいというご意見につきましては、検証の結論が得られる時期については、先ほどお伝えするのが難しいということでしたけれども、早い段階で検証の結論が出るように一生懸命努力してまいりたいと思っております。点検の趣旨はご説明したとおり、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合でも、実際の施工に当たっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をすることといたしております。

それからもう一点、霞ヶ浦の浄化についてのご質問がございました。導水事業は国の事業であるということで、国は湖内対策を中心に検討すべきではないかというご意見が茨城県さんから出されておりますけれども、こちらにつきましては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の趣旨を踏まえて、幅広い方策を組み合わせ検討していく考えでございます。よって、今後の検討を行っていく中で、ご意見として承っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それからもう一点、これも茨城県さんからですが、霞ヶ浦の浚渫事業が完了するというので、今後新たな水質浄化をお願いしたいということですが、こちらについては、霞ヶ浦の水質浄化対策に関する要望として伺ってまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○河川調査官

利水関係をお願いします。

○水災害予報企画官

利水関係につきまして、水災害予報企画官の山本でございます。

東京都さんから、渇水に対する安全性はまだまだ高くないのではないかと、今後向上すべきである、長期的な視点での検討が必要ではないかというご意見をいただきました。ありがとうございます。いただいたご意見につきましては、今後検討する中で評価等を行っていくわけですが、そのときに参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河川調査官

皆様方からいただいたご意見、ご質問に対する回答は以上でございますが、ほかにご質

問、ご意見等ございましたら、挙手をしていただければと思います。茨城県さん、お願いします。

○茨城県企画部長

なかなか先の見通しのつかないご回答で、最大限努力とかできるだけ努力というお話をいただいたんですが、9月に検証のやり方が示されて、3カ月たってようやく1回目の幹事会が開かれ、震災があったとはいえ、そこからさらに6カ月たってようやく2回目の幹事会が開かれて、かつ、検証をいつまでに終わるといった目安は一切お示しいただけないということで、非常に残念に思います。1つお伺いしたいんですが、次回の幹事会はいつごろをご検討されておられるのでしょうか。

○河川環境課長

時期につきましては、今明言はできないんですけれども、我々としましては、速やかな幹事会運営ができるよう、できるだけ早くやっていきたいと考えているところでございます。申しわけございません、時期はいつということは明言できない状況でございます。

○河川調査官

そのほかご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、貴重なご討議をありがとうございました。これをもちまして、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）を閉会させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —